

## 大和市企業活動振興条例の一部改正について

### 1. 背景等

- ・本市は、平成30年4月、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、「大和市企業活動振興条例（以下「条例」という。）」を施行しました。
- ・条例に基づき、奨励措置を展開してきた中で、現在までに6社の企業誘致が実現するとともに、市内企業の事業拡大や設備投資が促進され、市内での操業継続にもつながっており、企業にとって、奨励措置は大きな魅力になっていると捉えられます。

### 2. 条例改正の考え方

- ・奨励措置について、これまでの状況を勘案し、対象要件の緩和や上限額の拡充、算定基準の見直しをすることで、企業活動のさらなる振興を図ります。

### 3. 条例改正の概要

- ・条例に定めている6つの奨励措置のうち、新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金、投資促進奨励金の4つの奨励金について、内容を見直します。

#### (1) 新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金の見直し

- ・対象要件について、現在、新規立地奨励金で「投下資本額3億円以上（中小企業は3千万円以上）」、事業拡大奨励金で「投下資本額2億円以上（中小企業は2千万円以上）」、設備投資奨励金で「投下資本額1億円以上（中小企業は1千万円以上）」としているものを、一律、「投下資本額1千万円以上」へと緩和します。
- ・各奨励金の算定基準について、現在、一律「投下資本額の10%」としているものを、「新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税の納税見込額の6年分」へと変更します。
- ・上限額について、これまで定めていた大企業と中小企業の区分を廃止し、新規立地奨励金・事業拡大奨励金は1億円、設備投資奨励金は5千万円とします。

#### (2) 投資促進奨励金の見直し

- ・算定基準について、現在、「新規取得した固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の $1/2$ 」としていたものを、「新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の $1/2$ 」に変更します。